

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	総務行政の主な課題
著者 / 所属	皆川 健一・鈴木 友紀 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	482号
刊行日	2026-3-16
頁	18-32
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20260316.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

総務行政の主な課題

皆川 健一

鈴木 友紀

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 地方行政・消防関係
 - (1) 持続可能な地方行財政の在り方
 - (2) 消防の災害対応力の強化
3. 情報通信・郵政関係
 - (1) NHKの令和8年度予算と新会長の就任
 - (2) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の在り方
 - (3) 携帯電話の不適正利用の防止
 - (4) 郵政事業をめぐる制度の見直しに向けた動き

1. はじめに

総務行政については、令和7年8月29日に総務省から「デジタル変革を通じた持続可能な地域社会と強い経済基盤の実現（総務省重点施策2026）」として、令和8年度に積極的に取り組むべき重点施策が発表されており、その内容に即して、総務省等に置かれた審議会・研究会等において具体的な検討が進められている。

また、林総務大臣は総務行政関連の専門誌に寄せた年頭所感で、活力ある地域社会の実現と健全で持続可能な地方行財政基盤の確立、信頼できる情報通信環境の整備、防災・減災、国土強靱化の推進による安全・安心なくらしの実現、国際競争力の強化・経済安全保障の確保、国の土台となる社会基盤の確保等に取り組む意向を表明している¹。

本稿では、最近の動向を踏まえ、総務行政に関する主な課題を概観する。なお、令和7年末の予算折衝において決定された令和8年度地方財政対策については、『立法と調査』No. 481の和田応樹「令和8年度地方財政対策の概要と主な論点」を参照されたい。

※ 本稿は令和8年2月20日現在の情報に基づいている。また、参照URLの最終アクセス日は、いずれも同日である。

¹ 林芳正総務大臣年頭所感『地方議会人』（2026. 1）

2. 地方行政・消防関係

(1) 持続可能な地方行財政の在り方

ア 研究会における検討

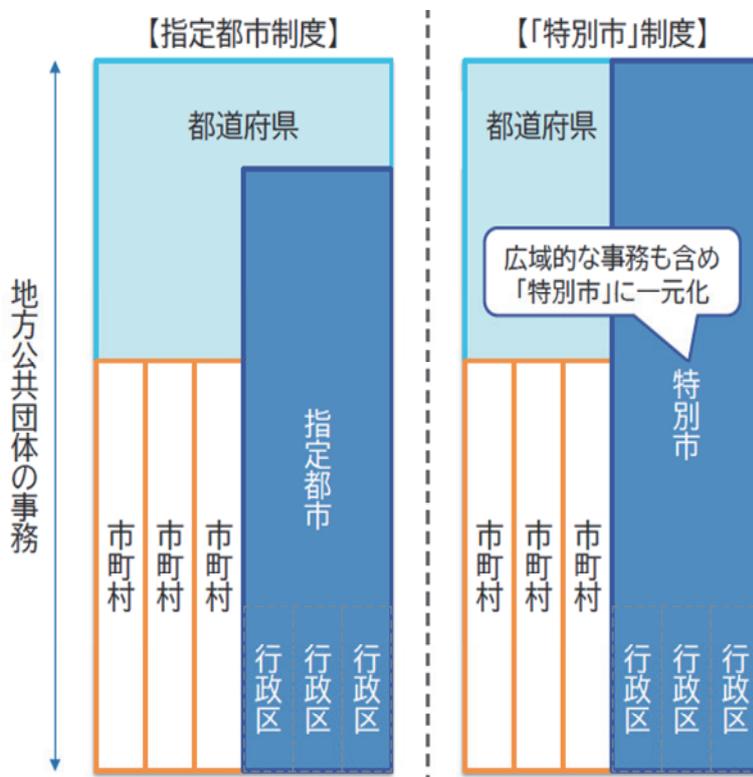
我が国の人口は平成23年以降一貫して減少しており、今後も長期的に大幅な人口減少が続くと予想されている中、地方公共団体においては、技術職員、保健師、デジタル人材などの専門人材等の不足が喫緊の課題となっている。総務省では、地域の担い手を含めた資源の不足や偏在が深刻化する状況下においても、地方公共団体の行財政の在り方を持続可能なものとするため、令和6年11月から「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」を開催し、具体的な課題の整理及び対応方策について幅広く議論が行われた。

令和7年6月に取りまとめられた報告書では、国と地方が連携して、市町村における各事務処理に関する課題への対応方策が検討された。例えば、国・都道府県・市町村間で事務の内容の共通性が高いものは国や都道府県が支援・処理することや、小規模市町村で対応が困難な事務やノウハウの蓄積が困難な事務は広域処理することなどが挙げられており、市町村が本来注力すべき事務に注力し、各地域が個性豊かで活力に満ちた分権型社会を実現するため、これまでとは異なる新たな視点で行政サービスの提供の在り方を見直すことが求められるとしている。その上で、地方の検討状況を踏まえ、国として制度上対応すべきもの

については、国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度の見直しを行うことも考えられるとしている。

さらに、大都市制度については、上記研究会の下で「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が開催され、令和7年6月に取りまとめられた報告書では、指定都市制度、都区制度、大都市圏における広域的な課題への対応の方向性が示されるとともに、新たな大都市制度としての「特別市」制度に関する論点整理が示された。

図表1 指定都市制度と「特別市」制度の比較



(出所) 「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ報告書」(令7.6)より抜粋

「特別市」制度は、都道府県に包含されない一層制の地方公共団体を設置するものである（図表1参照）。同報告書では、その意義について、「特別市」と都道府県がそれぞれの役割に注力することにより持続可能な行政サービスの提供につながる等の見方がある一方で、経済成長や多極分散といった課題は、働き口や生活のしやすさといった非制度的要因に強く影響されるのではないかなど、様々な評価が紹介され、引き続き議論が必要としている。その上で、「特別市」制度を検討する際の課題として、残存する都道府県の事務処理など広域自治体が分割されることによる影響、「特別市」における住民自治や住民代表機能の確保、「特別市」移行の要件・手続の観点等について論点を整理している。

イ 第34次地方制度調査会の発足

令和8年1月19日、第34次地方制度調査会第1回総会が開催され、高市内閣総理大臣から「人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方」について諮問が行われ調査審議が始まった。

これに関し、同日の指定都市市長会コメントでは、我が国が持続可能な社会と更なる成長を実現するためには、国家戦略として多極分散型社会の構築を目指し、地方自治制度の在り方の見直しや、特別市制度を含む多様な大都市制度の早期実現に向けて議論を進めていく必要があり、大都市が果たす役割や制度の在り方について幅広い調査審議を行い、特別市制度の法制化を含む多様な大都市制度の実現につなげることを求めており、今後の議論の行方が注目される。

ウ 多様な広域連携の推進

人口構造の変化やインフラの老朽化等の課題に的確に対応するため、政府においては、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など地方公共団体間の多様な広域連携の取組が推進されている。

定住自立圏は、中心市と近隣市町村間の相互の役割分担、連携・協力により、圏域全体として必要な生活機能等を確保し、地方圏における定住の受皿形成を図るものである。中心市の要件は人口5万人程度以上かつ昼夜間人口比率1以上などとされ、令和7年4月1日現在、131圏域が形成されている。

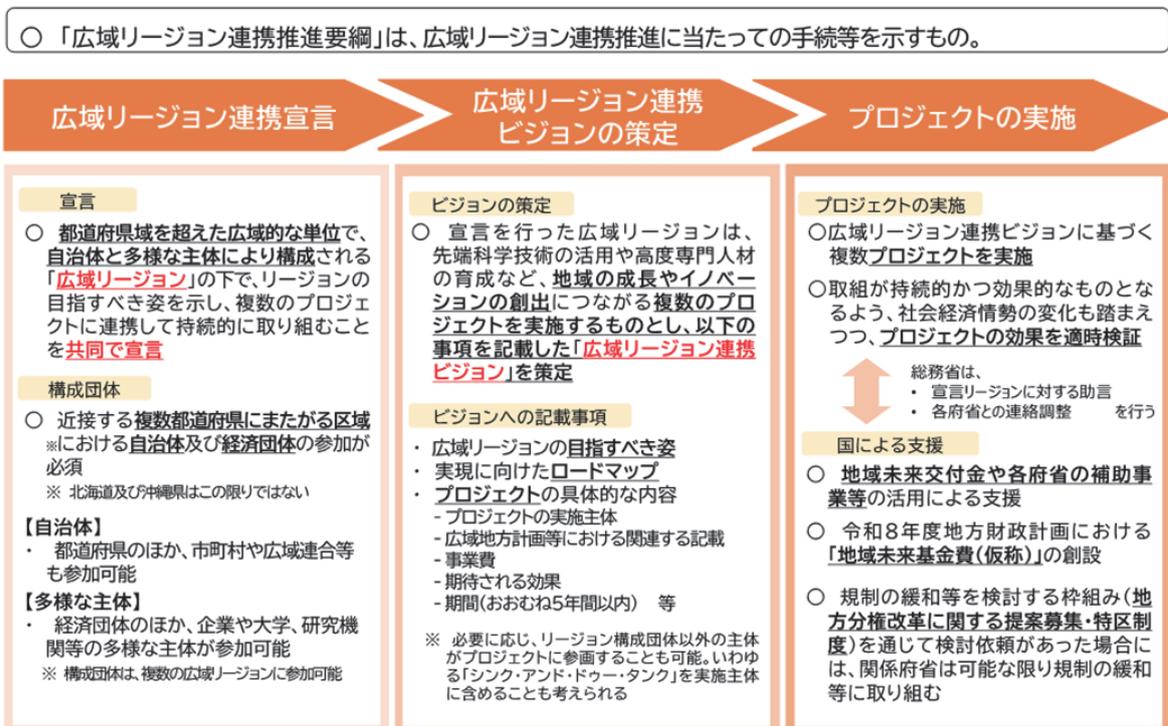
連携中枢都市圏は、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成を図るものである。原則として、地方圏の指定都市・中核市と近隣市町村で形成され、令和7年4月1日現在、38圏域となっている。

さらに、地域における経済活動や人々の生活は、都道府県域、市町村域に限定されるものではないことから、地域経済の成長につながる施策が面的に展開されていく状態を創出できるよう、地方公共団体と企業や大学、研究機関などの多様な主体が広域的に連携しながら取り組む「広域リージョン連携」を推進している。

広域リージョン連携は、令和7年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」

において政策の5本柱の一つとして位置付けられているものである。総務省は、令和7年9月2日、広域リージョン連携の進め方を示した「広域リージョン連携推進要綱」を制定した。広域リージョン連携に参加する各主体は、共同で「広域リージョン連携宣言」を行い、策定したビジョンに基づき、主に産業振興（産業クラスター形成、スタートアップ支援、農林水産物の輸出促進等）や地域資源を活用した観光振興、交通等の分野において、先端科学技術の活用や高度専門人材の育成など、地域の成長やイノベーションの創出につながる取組を行うとしている（図表2参照）。

図表2 広域リージョン連携推進要綱の概要



(出所) 総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/main_content/001053091.pdf>

プロジェクトの実施に当たっての国の支援措置としては、地域未来交付金や各府省の補助事業等の活用による支援や、令和8年度地方財政計画において創設される「地域未来基金費（仮称）」の活用のほか、規制の緩和等を検討する枠組み（地方分権改革に関する提案募集・特区制度）を通じて検討依頼があった場合には、可能な限り規制の緩和等に取り組むとされている。令和7年9月3日には、観光分野や産業振興分野を中心に取り組む「広域リージョン連携宣言」が中国地方で行われた。各地域において順次宣言が行われており²、今後、プロジェクト実施に向けた準備が進められる見込みである。

² 九州地域（山口県・沖縄県を含む、令和7年10月20日宣言）、北陸地域（同年10月20日宣言）、関西地域（鳥取県・徳島県を含む、同年10月23日宣言）、中部地域（三重県・滋賀県を含む、同年11月26日宣言）、東北地域（新潟県を含む、同年11月27日宣言）、北海道地域（令和8年2月5日宣言）

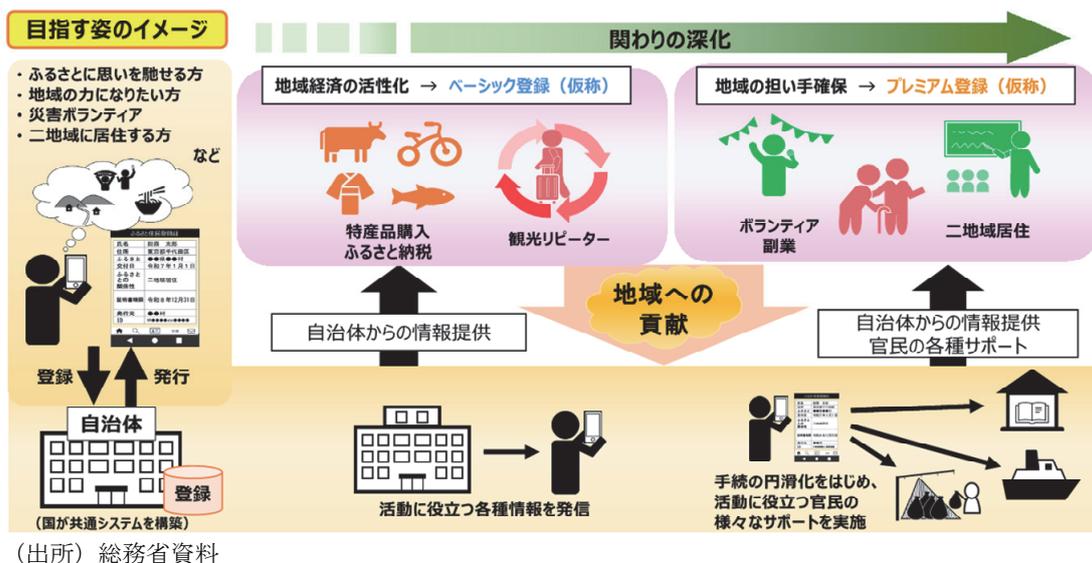
エ ふるさと住民登録制度の創設

地域に関わる人々との継続的な関係性を構築する取組は、一部地方公共団体の独自の取組として実施されているが、関係人口³の規模や地域との関係性などが可視化できていないこと等が課題とされている。

令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、「都市と地方の新たな結び付き、人材の交流・循環・結び付きを促進し、地方への新たな人の流れの創出に向け、関係人口の量的拡大・質的向上（実人数1,000万人、延べ人数1億人）を目指し、ふるさと住民登録制度を創設し、関係人口を可視化する」とされた。

また、同日閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、「できるだけ多くの人が地域との関わりを深められるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みとし、関係府省庁が連携してプラットフォームとなるシステム構築を進める」とされた。具体的には、「ふるさと住民登録制度」には、特産品の購入やふるさと納税など気軽な形で接点を持つ「ベーシック登録」（仮称）と、ボランティアや二地域居住している人など地域活動の担い手になる「プレミアム登録」（仮称）を設けるとされている。「プレミアム登録」では、地方公共団体が登録者に対し、担い手活動を行うためのサポート（交通・宿泊費補助、ワーキングスペース利用料補助等）や住民に準ずる者として地域生活を営む上でのサポート（公共施設の住民並み利用、避難先としての受入等）など、円滑な活動を促進する観点からの施策の提供が考えられている（図表3参照）。

図表3 「ふるさと住民登録制度」の創設



³ 「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。具体的には、兼業や副業などの仕事を絡めていたり、祭りやイベントの運営に参画して楽しむなどファンベースの交流を重ねたりするなど、様々である。

(2) 消防の災害対応力の強化

ア 緊急消防援助隊の概要と出動実績

我が国の消防は「市町村消防の原則」に基づき、消防行政の主体は第一義的に市町村にある。しかし、地域の消防力では対処できない大規模災害等に対しては、都道府県内で相互応援協定に基づく応援が行われ、より大規模な災害等の緊急事態には、緊急消防援助隊（以下「緊援隊」という。）の派遣を通じ、被害の抑制に当たることとされている。緊援隊は、平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、同年6月に創設された全国の消防機関相互による援助体制であり、現在は消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく部隊として位置付けられている。同法では、緊援隊に対する消防庁長官及び都道府県知事の出動指示権、総務大臣による隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（基本計画）の策定、国による財政措置等が定められている。

緊援隊は令和7年4月1日現在、6,731隊、2万5,731人が登録されており、発足以降、令和7年の愛媛県今治市林野火災まで47回の出動実績がある（令和7年11月時点）。

イ 大規模災害に備えた緊援隊の充実強化

南海トラフ地震等の大規模災害に的確に対応するため、令和7年3月に第5期基本計画が決定され、令和10年度までの緊援隊の登録目標隊数を7,200隊程度まで増隊することとされた。また、機能強化に向け、①デジタルツール等により災害情報の収集・整理・共有を担う「情報統括支援隊」、②隊員の健康面・二次災害防止に係る安全管理を担う「安全管理部隊」、③多数の傷病者の発生等により集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行う「救急特別編成部隊」を創設することとされた。

さらに、令和6年能登半島地震においては、道路事情を背景に空路・海路からの進出、小型車両による陸路からの進出が行われたことを踏まえ、災害の態様に応じた小型車両を含む部隊編成を行うことや、空路等での進出に備えた平時からの自衛隊等との連携に今後努めることとされた。

ウ 林野火災への体制強化

我が国では、林野火災は年間を通じて発生するものの、年始から増え始め、2月から5月にかけて特に多く発生する傾向があるとされている。令和7年においては、2月には岩手県大船渡市、3月には岡山県岡山市や愛媛県今治市などで大規模な林野火災が相次いだ。特に、大船渡市の林野火災では、約3,370ヘクタールが焼損し、昭和39年以降で最大の林野火災となった。そこで、消防庁・林野庁では、当該火災における消防活動等の検証を行い、今後取り組むべき火災予防、消防活動、装備・技術等の充実強化の在り方を検討するため、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を4月から開催し、8月に報告書が公表された。

同報告書では、①林野火災における予防・警報の在り方、②大規模林野火災に対応できる消防防災体制の在り方、③大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発、④災害復旧及び二次災害の防止活動について対策を進める必要があるとされた。そのうち、①については、強い制限・罰則を伴わない注意喚起等の仕組みである林野火災注意報を

創設することや、消防法に基づく火災警報のうち林野火災の予防を目的とした林野火災警報を的確に発令し防火指導の強化や火の使用制限の徹底等を行うことが必要であることなどが指摘されたほか、②については、緊援隊を含めた常備消防や消防団の体制強化の必要性等が指摘された。

これを受けて、消防庁では、令和7年8月に火災予防条例（例）を改正し、消防法に基づく火災警報の前段階として林野周辺の住民等に火の使用制限の努力義務を課す「林野火災注意報」を新たに条例（例）に位置付けることとした。各地方公共団体において、条例（例）を基に地域の実態に応じて条例を改正し、令和8年1月1日から施行されているが、相次いで発生する林野火災において「林野火災注意報」の実効性が求められよう。

エ 密集市街地火災への体制強化

令和7年11月18日に大分県大分市佐賀関で発生した大規模火災では、194棟の建物が焼損し、被災エリアとして6万3,854平方メートルが焼失する甚大な被害が発生した。

本火災を踏まえ、消防庁は国土交通省と共同で、「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を12月から開催している。検討会では、平成28年の糸魚川市大規模火災や令和6年能登半島地震により石川県輪島市で発生した大規模火災を踏まえた対応策を拡充する方向性で、密集住宅市街地における大規模火災に対して、今後の火災予防、消防活動・応援体制、住民の避難行動、装備・技術の充実強化の在り方などについて検討するとしている。

3. 情報通信・郵政関係

(1) NHKの令和8年度予算と新会長の就任

ア NHK予算とは

我が国の放送は、放送法（昭和25年法律第132号）の規定により設立された特殊法人であり、受信料を財源とする公共放送であるNHKと、主に広告収入を財源とする民間放送による二元体制で成り立っている。

放送法において、NHKは、収支予算、事業計画及び資金計画（いわゆるNHK予算）を作成し、NHKの中期経営計画を添え、総務大臣に提出することが義務付けられている（第70条第1項）。また、NHK予算の提出を受けた総務大臣は、意見を付すとともに中期経営計画を添え、内閣を経由して国会に提出し、その承認を受けなければならないとされている（同条第2項）。通例、NHK予算は日切れ扱いの議案として、当該事業年度の開始の日までに国会の承認がなされているが、事業年度の開始の日までに国会の承認を得られない場合は、NHKは3か月以内に限り暫定予算を策定し、総務大臣の認可を受けて実施することが認められている（放送法第71条第1項）。直近では⁴、NHKは、令和7年度に暫定予算に係る総務大臣の認可を受けている⁵。

⁴ 過去例は、昭和51年度、昭和55年度及び令和7年度の3例である。なお、暫定予算をめぐる国会議論については、嶋内睦起「NHKをめぐる国会議論」『立法と調査』No. 478（令7.9）57～60頁を参照されたい。

⁵ 総務省は、令和7年4月1日から同月30日までの1か月を期間とするNHKの暫定予算を同年4月1日付け

イ 令和8年度NHK予算の概要

令和8年1月13日のNHK経営委員会において、現行の中期経営計画である「NHK経営計画（2024-2026年度）」⁶の最終年度となる令和8年度のNHK予算が議決された。NHK予算は、令和5年10月から地上契約・衛星契約ともに受信料額を1割値下げしたことなどから、令和5年度以降、収支は赤字が続いており、令和8年度予算についても690億円の事業収支差金の不足（赤字）となった（図表4参照）。

図表4 近年のNHKの事業収入・支出の推移（億円）

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
事業収入	予算	7,247	7,204	6,900	6,890	6,440	6,021	6,034	6,180
	決算	7,384	7,121	7,009	6,965	6,531	6,125	-	-
（うち受信料収入）	予算	7,032	6,974	6,714	6,700	6,240	5,810	5,800	5,910
	決算	7,115	6,895	6,801	6,725	6,328	5,901	-	-
事業支出	予算	7,277	7,354	7,130	6,890	6,720	6,591	6,434	6,871
	決算	7,163	6,870	6,609	6,702	6,668	6,574	-	-
事業収支差金	予算	▲30	▲149	▲230	0	▲280	▲570	▲400	▲690
	決算	220	251	400	263	▲136	▲449	-	-

（出所）NHK「収支予算と事業計画の説明資料」（各年度）、NHK「決算概要」（各年度）に基づき作成

NHKは、この収支不足について、受信料額の値下げの原資に充てるために設けられた「還元目的積立金」⁷で補填することとしている。なお、NHKは、現行経営計画において、令和9（2027）年度の収支均衡を目指すとしているが、稲葉延雄会長（当時）は、令和8年1月21日に行われた会長退任前の最後となる記者会見において、「2027年度の収支均衡をおおむね確かなものにするのができた」と述べるとともに、「実は、もう既に基本的な事業支出と事業収入は収支均衡状態に入っている」旨の認識を示した⁸。

事業収入の約95%を占める受信料収入については、近年、受信料額の値下げに加え、受信契約件数の減少や支払率の低下に伴い減少傾向が続いていたが、令和8年度は、前年度比109億円増となる5,910億円が計上された。NHKは、デジタル・書面・対面等による各種営業施策を拡充・強化するとともに、受信契約を締結しているにもかかわらず、長期にわたって受信料を支払っていない未収者への対策を進めることで、受信料収入の確保に努めるとしている。なお、NHKは、令和7年10月に、弁護士や営業職員等で構成される「受信料特別対策センター」を設置し、支払督促による民事手続を強化しており、令和8年度においては全ての都道府県で民事手続を実施し、「全国あわせて年間2,000件を超える過去最多の規模に拡大する予定」であるとしている⁹。

一方、事業支出については、前年度比436億円増となる6,871億円が計上されており、そのうち国内放送費（3,482億円）が約50%を占める。この国内放送費には、「視聴者の

で認可した。なお、令和7年度NHK予算は、同年4月1日の参議院本会議において承認され、放送法第71条第2項の規定に基づき、同承認をもって暫定予算は失効した。

⁶ 「NHK経営計画（2024-2026）年度」は令和6年1月に策定され、令和7年1月に修正された。

⁷ 令和4年の放送法の改正により還元目的積立金制度の整備がなされた（令和4年法律第63号）。

⁸ NHK「1月定例記者会見要旨」（令8.1.21）1頁、6頁

⁹ NHK報道資料（令6.1.28）〈<https://www.nhk.or.jp/info/otherpress/pdf/2025/20260128.pdf>〉

将来負担の軽減につながる先行支出」(後述)の一環として、NHK財団に設立する二つの基金に出捐するために使用される441億円¹⁰(還元目的積立金から充当)が含まれることから、通常経費に限ると、前年度比202億円減の3,041億円となる。NHKは、「視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出」について、具体的には、①NHKと民間放送事業者の協力の下で実施するネットワーク効率化に向けた取組(共同利用型モデル)¹¹と、②「人材育成」、「技術開発」、「調査研究」分野の支援等を行うメディア産業全体への貢献(外部との協調連携)¹²の二つを行うとしている。

ウ 新会長の就任

令和8年1月25日に、報道局取材センター(政治)部長等を歴任し、令和5年2月から副会長を務めていた井上樹彦氏がNHK会長に就任した。NHK会長は、平成20年1月に会長に就任したアサヒビール出身の福地茂雄氏から、前会長である日本銀行出身の稲葉延雄氏まで6人連続で外部登用が続いており、NHK内部出身者の会長就任は、18年ぶりとなる。

井上会長は、1月28日に行われた就任会見において、NHKが直面する喫緊の課題を、①ネット対応の高度化を始めとする「事業構造」、②受信料収入の下げ止まりを始めとする「収支構造」の二つに整理した。その上で、特に、「事業構造」の課題に対しては、「コンテンツの力こそがNHKの競争力の源泉」であるとし、NHKの持続可能性のカギは、「コンテンツの開発力・発信力・国際展開力の抜本的な強化」にあるとしている。さらに、NHKが「なくてはならない存在」であり続けるには、柔軟かつ俊敏に行動できる組織へと進化していかなければならないとし、「チームNHK」として、「組織の壁を越えて知恵と力を持ち寄る文化」を根付かせたいとした¹³。

(2) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)の在り方

ア 官民ファンドとは

いわゆる「官民ファンド」は、政府の成長戦略の実現等の政策的意義のあるものに限定して、民業補完を原則とし、民間で取ることが難しいリスクを取ることによって民間

¹⁰ 基金への出捐に当たっては、NHK予算の国会承認を経た上で、放送法第20条第2項第9号及び同条第12項に基づく総務大臣の認可が必要となる。

¹¹ NHKは、以下の(1)「共同利用会社によるミニサテライト局の共同利用」事業と(2)「基金による共同整備」事業を組み合わせ、放送ネットワークの効率化を実現するとしている。

(1) NHKの子会社である(株)日本ブロードキャストネットワーク(J-BN)(令和6年12月設立)に対して、追加出資を行う(191億円)。J-BNは、全国約480局のミニサテライト局(小規模中継局より更に小さい中継局)を一括管理し、共同利用を実施する。

(2) (一財)NHK財団に基金を設立する(400億円)。同基金により、放送事業者(NHKも含む)による条件不利地域における小規模中継局等の共同整備に係る経費の助成等を実施する。

¹² NHKは、総務省が設置する官民協議会に参画し、その中で策定予定の実行計画を踏まえて、(一財)NHK財団に設立する基金に100億円を拠出するとしている。なお、総務省は、令和8年1月に「実写コンテンツ展開力強化官民協議会」を発足させ、同月30日に総会(第1回)が開催されている。

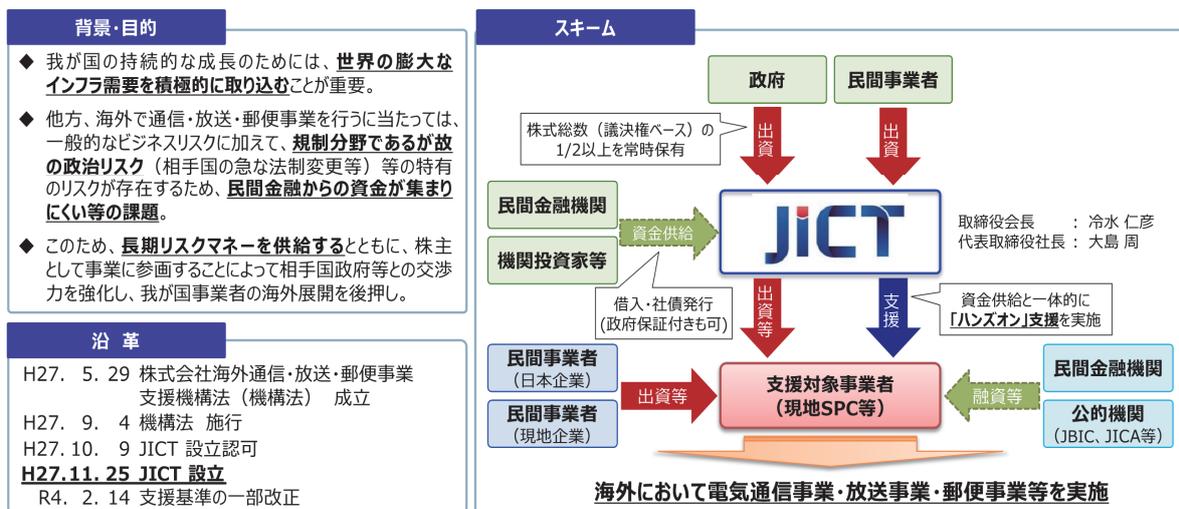
¹³ NHK「井上会長・山名副会長 就任会見要旨」(令8.1.28)1~2頁。なお、古賀信行経営委員長も、第1486回経営委員会(令8.1.13)において、同趣旨を述べている(「日本放送協会第1486回経営委員会議事録(2026年1月13日開催分)」13頁)。

の投資を活発化させて、民間主導の経済成長の実現を目的としたものであり¹⁴、法律上の根拠に基づき、国及び民間からの出資等を受けて設立された株式会社等によって運営が行われている。官民ファンドは、特に、平成25年1月に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」や同年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、民間投資やイノベーション促進、リスクマネーの供給強化等が盛り込まれたことなどを受け、平成25年以降に相次いで設立された¹⁵。

イ JICTの概要

通信・放送・郵便は規制分野であり、海外で事業を行うに当たっては、突然の制度・政策変更などの政治リスクやそれに伴う需要リスクが大きく、民間金融からの資金が集まりにくいなどの課題があるとされている。総務省所管の株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「JICT」という。）は、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」（平成27年法律第35号。以下「JICT法」という。）に基づき、官民が出資し¹⁶、平成27年11月に設立された官民ファンドの一つである。JICTは、前述のような特有のリスクが存在する通信等の分野において、出資等による長期リスクマネーの供給に加え、専門人材の派遣等のハンズオン支援を一体的に実施することにより、我が国の事業者の海外展開を後押ししている（図表5参照）。

図表5 JICTの概要



（出所）総務省資料を一部抜粋 <https://www.soumu.go.jp/main_content/000861921.pdf>

ウ JICT法改正に向けた検討

JICT法では、JICTの設置期限を設けており、具体的には、第27条第2項及び第3項において、JICTが保有する株式や債権等の処分などに係る期限は令和18年3

¹⁴ 会計検査院「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書「官民ファンドにおける業務運営の状況に関する会計検査の結果について」（令7.5）2頁

¹⁵ 例えば、平成25年11月に株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構。経済産業省所管）、平成26年10月に株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN。国土交通省所管）が設立されている。

¹⁶ JICTの政府出資等の割合は97.3%であり、民間出資等は2.6%にとどまる（令和5年度末までの累計額）。

月31日と規定されている。令和7年度末をもって設置期限の到来まで10年となる中、総務省は、設置期限の制約により、投資期間が10年程度に及ぶデジタルインフラ事業等の支援を新規に行うことがJICTにとって困難になりつつあるとの問題意識の下、令和7年10月から「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の在り方に関する検討会」を開催し、設置期限の延長の可否等について検討が行われた。

令和7年12月に取りまとめられた報告書では、JICTの役割について、「民間のみでは進みづらい政策的意義・収益性の観点からチャレンジングな領域（挑戦的な領域）における我が国事業者の海外展開を支援する主体としての意義が大きく、その役割の必要性が認められた」とした。また、同報告書では、JICTの課題の一つとされていた累積損失について¹⁷、JICTの設置期限が延長されるという仮定の下で試算を行い、令和11年度に解消される見通しを示した。これらを踏まえ、同報告書はJICTについて、「引き続き我が国事業者の海外展開支援を推進すべき」とし、設置期限についても「延長することが適当である」と提言した。同報告書を踏まえ、総務省においてJICT法の見直しが検討されている。

（3）携帯電話の不適正利用の防止

ア 携帯電話不正利用防止法の概要

匿名で契約された携帯電話がいわゆるオレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺等の犯罪に利用されていたことを受け、平成17年4月に、議員立法として「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」という。）が成立し、携帯電話事業者に対し、契約者の本人確認を公的機関が発行した身分証明書等に基づいて行うことが義務付けられた（平成18年4月施行）。

こうした対策により、特殊詐欺の認知件数は一時的に減少傾向を示したが、その後、匿名で契約されたレンタル携帯電話の犯罪利用が問題となったことから、平成20年6月に、議員立法により携帯電話不正利用防止法が改正され（平成20年法律第76号）、携帯電話を業として有償で貸与するレンタル携帯電話事業者に対しても、レンタル契約者の本人確認を行うことが義務付けられた（平成20年12月施行）。さらに、令和6年には、いわゆる「050アプリ電話」¹⁸により特殊詐欺が行われる事態が数多く発生したことを受け、省令改正により、050アプリ電話を提供する事業者についても、本人確認が義務付けられ

¹⁷ JICTの令和6年度末の累積損失は、122億円となっている。JICT設立後3年の間に支援決定した初期4案件について、地政学リスクの顕在化等を踏まえ損失計上を行ったことを主な要因として、累積損失が令和4年度末で127億円まで膨らんでいたが、令和5年度及び6年度は、大型案件からの配当収入等により、2年連続の単年度黒字となった。なお、令和4年2月に、総務省はJICTの支援基準（告示）を改正し、ハードインフラ整備を伴わないICTサービス事業の追加等を行っており、それ以降、支援件数・投資額ともに増加している。

¹⁸ いわゆる「050アプリ電話」とは、「電気通信事業者が、自ら携帯電話端末、タブレット端末等において動作するアプリケーション等の機能を提供し、携帯電話端末、タブレット端末等において通話することを可能とするために、特定IP電話番号（050番号）を使用して提供される電気通信役務」のことをいう（総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/050526_1_files/Page443.html>）。

(令和6年4月施行)、本人確認の強化に向けた取組が順次進められてきた。

イ 携帯電話不正利用防止法改正に向けた検討

近年、SNSやキャッシュレス決済の普及等が進む中で、これらを悪用した詐欺等の被害が加速度的に拡大しており、令和6年中の財産犯の被害額は4,000億円を超え、そのうち3,000億円を詐欺被害が占める。こうした情勢の中、一層複雑化・巧妙化する詐欺等から国民を守るためには、犯人側の手口の変化に応じて機敏に対策のアップデート等を行うことが必要であるとして、犯罪対策閣僚会議（全閣僚で構成）は、令和7年4月に「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」を決定した。総合対策2.0では、データ通信専用SIM（以下「データSIM」という。）について、携帯電話不正利用防止法上、契約時の本人確認が義務化されていないところ、犯行ツールとしての悪用の可能性が今後も懸念されるとし、SNS型投資・ロマンス詐欺や特殊詐欺に対する対策の一つとして、「契約時の本人確認の義務付けを含め検討する」ことが盛り込まれた。

こうした動きと並行し、総務省は、令和6年2月から「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」を開催しており、同研究会の下に設置された「不適正利用対策に関するワーキンググループ」において、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認方法等の見直しについて議論が行われた。同研究会が令和7年9月に取りまとめた「ICTサービスの利用を巡る諸問題に対する利用環境整備に関する報告書」では、データSIMについて、「悪用の実態が確認されたことを踏まえ、一部の事業者で既に自主的に行われている本人確認の取組を確実にを行う観点から、義務化について検討すべき」とされた。このほかにも、同報告書では、現行法令上では特に規制されていない契約台数の上限について、「何らかのルール化について検討すべき」とされるなど、対策の強化に向けた検討事項が盛り込まれている（図表6参照）。同報告書を踏まえ、総務省において、携帯電話不正利用防止法の見直しが検討されている。

図表6 ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会の報告書（令和7年9月）概要

1 SIMの不正転売	SIMの不正転売の違法性について周知啓発の推進や事業者の取組の強化（与信強化等）
2 法人の代理権	法人契約担当者が当該法人に在籍しているかの確認を強化 ⇒法制化を検討
3 他社の本人確認結果への依拠	自社の他サービス／他社サービスの本人確認結果への依拠については、まずは、本人確認の厳格化の取組の進展を見極めた上で、本人確認の保証レベルの確保等、依拠が適切にできる要件を整理
4 追加回線	追加回線の契約時には、IDパスワードによる本人確認が認められていたところ、多要素認証（生体認証、ワンタイムパスワード等）を求めると厳格化 ⇒省令改正
5 上限契約台数	現在実施されている一定数以上の契約を拒否するという業界ルールの進展について検証を行い、必要に応じて、何らかのルール化について検討 ⇒法制化を検討
6 データSIM	義務化を検討。ただし、対象SIMや利用用途等に関して、利便性と不正利用のバランスの観点から利用実態や実効性に配慮した規定とすべき ⇒法制化を検討

（出所）ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（第9回）配付資料9-1（令8.1.26）より作成

(4) 郵政事業をめぐる制度の見直しに向けた動き

ア 郵便法の見直しに向けた検討

人口減少やSNSの普及等のデジタル化の進展に伴う郵便物数の減少に加え、燃料費等物価の高騰等の影響により、郵便事業の収支は、令和4年度に郵政民営化以降初めての赤字(▲211億円)となり、令和5年度には更に赤字額が拡大した(▲896億円)。こうした中、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。)は、令和6年10月に、消費税増税に伴うものを除けば約30年ぶりとなる郵便料金の全面的な改定を行ったが、令和6年度も郵便事業収支は赤字となった(▲630億円)。さらに、令和6年の料金改定に当たって総務省が行った試算によると、郵便料金値上げの効果が通年で現れる令和7年度において郵便事業収支は一旦黒字に転換するものの、令和8年度からは再び赤字になるとの見通しが示されており、厳しい状況が続くことが予想されている(図表7参照)。

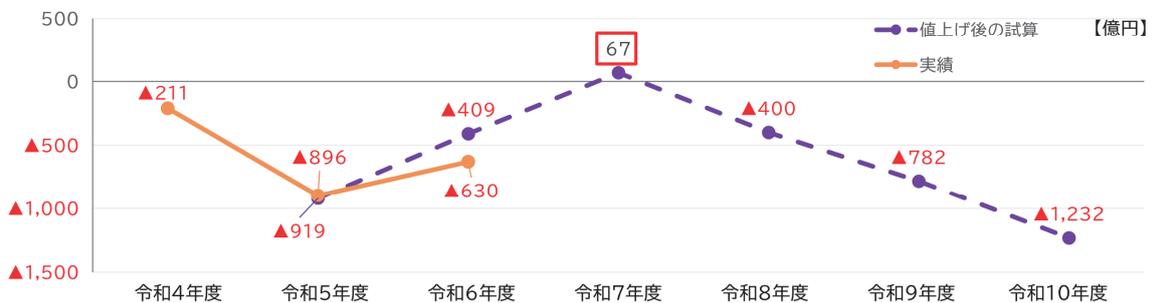
図表7 令和6年10月の郵便料金改定と郵便事業収支の見通し

主な郵便料金の改定(令和6年10月)

区別		旧料金	新料金	値上げ幅
第一種定形郵便物	25gまで	84円	110円	+26円(+31.0%)
	50gまで	94円		+16円(+17.0%)
第二種郵便物(通常はがき)		63円	85円	+22円(+34.9%)

(※)その他の郵便物は、25g以下の定形郵便物の改定率と同等の30%程度の改定率を基本とする。

郵便事業の収支の見通し(値上げ時の試算と実績)



(出典)令和6年3月15日 公共料金等専門調査会(第80回)に示したグラフを一部加工

(出所) 総務省資料より抜粋

総務省においては、こうした状況下においても、郵便事業の安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について検討を行うため、令和6年6月、情報通信審議会に対して諮問がなされた。これを受け、情報通信審議会の郵政政策部会の下に設置された「郵便料金政策委員会」において議論が行われ、令和7年7月に答申が取りまとめられた。

同答申では、(ア)郵便事業における収支相償、(イ)定形郵便物に係る上限料金規制、などについて見直しの方向性が示されており、答申を踏まえ、総務省において郵便法(昭和22年法律第165号)の見直しが検討されている。

(ア) 郵便事業における収支相償の見直し

郵便法第3条では、郵便料金について、「郵便事業の能率的な経営の下における適正な

原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」とされ、いわゆる「郵便事業における収支相償」が規定されている。この規定について、答申は、「仮に郵便事業において継続的に赤字が発生し、現行の郵便料金では、能率的な経営の下における適正な原価を償い、適正な利潤を含むことが困難となる場合には、法律上、郵便料金の値上げが求められるものと解されている」と説明した上で、継続的な郵便物数の減少等が見込まれる昨今の状況を踏まえると、「法律上、短期間に度々の郵便料金の値上げが必要となる可能性もある」とした。さらに、答申では、郵便料金の値上げが郵便物数の減少幅の一層の拡大につながる可能性等を示した上で、「郵便事業における収支相償の規定については見直しを行い、日本郵便が会社全体の経営状況や営業損益に与える影響等を考慮した上で料金改定の要否について判断できるようにするなど、日本郵便の経営判断の余地を拡大する方向で検討を行うことが望ましい」とされた。

(イ) 定形郵便物に係る上限料金規制の見直し

郵政民営化以降、経営の自由度を拡大する等の観点から、第一種郵便物（封書等）及び第二種郵便物（葉書）の料金は、認可制から事前届出制に変更された。しかし、第一種郵便物のうち、25グラム以下の定形郵便物の料金については、郵便法第67条第2項において「総務省令で定める額を超えないもの」と規定され、現行の上限額は110円（郵便法施行規則第23条）と定められており、当該郵便物の現行料金も上限と同額の110円となっている。そのため、日本郵便が110円を超える郵便料金の値上げを行おうとする場合には、値上げに先立ち、総務省が郵便法施行規則の改正を行うことが必要となる。

こうした規制に対し、郵便料金政策委員会におけるヒアリングでは、ダイレクトメールやクレジットカードなど郵便の大口利用者の関係団体から、段階的かつ小幅な値上げを可能とするような料金制度の柔軟化・簡素化が必要との認識が示された。また、日本郵便からも、機動的かつ経営判断を踏まえた主体的な料金改定ができるようにして欲しい旨が要望された。

答申では、25グラム以下の定形郵便物の料金に係る規制について、不当に高額な郵便料金の設定を防止する観点から、料金の上限額について一定の規制を課す仕組みは維持しつつ、日本郵便がより主体的・機動的に対応することを可能とするため、「例えば「上限認可制度」のような日本郵便の発意に基づいて上限料金の設定等の手続を行う制度の導入を検討することが望ましい」とされた。

イ 郵政民営化法の見直しに向けた動き

平成19年10月、「経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図る」¹⁹ため、郵政民営化法（平成17年法律第97号）を始めとする郵政民営化関連6法に基づき、日本郵政公社が民営・分社化され、日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）を始めとする5社が設立された。

平成24年10月には、議員立法として成立した改正郵政民営化法（平成24年法律第30号）

¹⁹ 郵政民営化法（平成17年法律第97号）第2条（基本理念）

に基づき、郵便事業株式会社と郵便局株式会社が統合し日本郵便が発足し、現行の4社体制（日本郵政、日本郵便、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険）となった。また、同改正により、日本郵政が保有する金融2社（株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険）の株式について、処分期限（平成29年9月末）が廃止され、「できる限り早期に」処分するものとされた（郵政民営化法第7条第2項）。さらに、日本郵政及び日本郵便に対して、郵便に加え、金融サービス（貯金・保険の基本的サービス）も郵便局においてユニバーサルサービスとして一体的に提供する責務が新たに課されるなど（同法第7条の2）、各種の見直しが行われた。

第217回国会（令和7年常会）では、自由民主党、国民民主党及び公明党から議員立法として、「郵政民営化法等の一部を改正する法律案」（第217回国会衆第58号）が衆議院に提出され²⁰、その後、継続審査となっていたが、令和8年1月の衆議院解散に伴い審査未了となった。同法律案では、①日本郵政が保有する金融2社の株式処分の規定から「できる限り早期に」との文言を削除し、「当分の間」、日本郵政に金融2社の株式の3分の1超の保有を義務付けることのほか、②日本郵便による「基盤的サービス提供業務」²¹の本来業務化、③日本郵便による「地域貢献業務」²²の実施とその費用の一部に充てるための「地域貢献基金」の設置、④郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金の拡充、などが盛り込まれていた。

なお、令和8年2月8日に実施された第51回衆議院議員総選挙の政権公約において、郵政民営化法の見直しをめぐり、例えば自由民主党は「郵政事業を取り巻く環境の変化に対応するため、わが党が議員立法で国会に提出した「郵政民営化法等の一部改正案」を早期に成立させ、郵便局による公的サービスの提供の本来業務化、郵便局ネットワーク維持のための新たな財政上の措置の創設等を実現します。」としている²³。

厳しい経営環境が続く中、日本郵政グループにおいては、郵便局における点呼業務の不備事案²⁴など不祥事も続いている。来年10月には郵政民営化から20年の節目を迎えるが、日本郵政グループの在り方に係る議論の行方が注視される。

（みながわ けんいち、すずき ゆき）

²⁰ 衆議院法制局ウェブサイト同法律案の条文等が掲載されている<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou217.html>。

²¹ 委託を受けて、郵便の業務・銀行窓口業務・保険窓口業務に係る経営資源を活用して行う、公共サービスその他の地域住民が日常生活・社会生活を営む基盤となるサービスの提供に係る業務。

²² 郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のうち、地域住民の生活の維持のために必要であり、日本郵便以外の者による実施が困難であると認められるもの。

²³ 自由民主党「令和8年 政権公約」32頁<https://storage2.jimin.jp/pdf/pamphlet/202601_manifest.pdf>

²⁴ 郵便局において、法令で実施が義務付けられている点呼業務が適切に行われていなかったことが明らかとなり、令和7年6月25日に、国土交通省は、日本郵便に対し、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく一般貨物自動車運送事業（トラック等）の許可の取消処分等を行った。総務省も同日、日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）に基づく監督命令等を実施した。これを踏まえ、日本郵便は両省に対して、再発防止策の進捗状況等について定期的な報告を行っている。